

京都市環境影響評価等に関する条例（以下「条例」という。）第9条の規定により、京都市南部クリーンセンター第二工場建て替え整備事業に係る環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）が提出されましたので、条例第10条の規定に基づいて、次のとおり公告し、方法書を縦覧に供します。

なお、条例第11条第1項の規定により、方法書の内容について、環境の保全の見地からの意見書を次の6のとおり提出することができます。

平成16年9月1日

京都市長 榊本 頼兼

## 1 事業者の氏名及び住所等

- (1) 事業者の名称 京都市
- (2) 代表者の氏名 京都市長 榊本 頼兼
- (3) 主たる事業所の所在地 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

## 2 対象事業の名称、種類及び規模

- (1) 名称  
京都市南部クリーンセンター第二工場建て替え整備事業
- (2) 種類  
ごみ処理施設（焼却施設、選別資源化施設及びバイオガス化施設）の設置
- (3) 規模
  - ア 焼却施設 焼却能力 500トン/日（24時間稼働）
  - イ 選別資源化施設 処理能力 180トン/日（6時間稼働）
  - ウ バイオガス化施設 処理能力 60トン/日（24時間稼働）

## 3 対象事業実施区域

京都市伏見区横大路八反田（京都市南部クリーンセンター内）

#### 4 環境影響を受ける範囲であると認められる地域

伏見区横大路中ノ島町，同区横大路長畑町，同区横大路畔ノ内，同区横大路南島，同区横大路菅本，同区横大路向ヒ，同区横大路龍ヶ池，同区横大路一本木，同区横大路前川町，同区横大路六反畑，同区横大路西海道，同区横大路八反田，同区横大路下ノ坪，同区横大路北ノ口町，同区横大路神宮寺，同区横大路松林，同区横大路富ノ森町及び同区横大路下島の全部並びに伏見区横大路天王前，同区横大路中之庄町，同区横大路畑中町，同区横大路柿ノ本町，同区横大路楯ノ本，同区横大路上ノ浜町，同区横大路千両松町，同区納所大野，同区納所下野，同区葭島渡場島町及び納所岸下の各一部

#### 5 方法書の縦覧の場所，期間及び時間

##### (1) 縦覧の場所

ア 京都市環境局環境政策部環境管理課

京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65番地 京都朝日ビル4階

イ 京都市南部クリーンセンター第二工場

京都市伏見区横大路八反田29番地

ウ 京都市伏見区役所

京都市伏見区東組町681番地

##### (2) 縦覧の期間

平成16年9月1日から同月30日まで（日曜日，土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。ただし，伏見区役所にあつては，平成16年9月13日から同月17日まで。）

##### (3) 縦覧時間

「午前9時30分から正午まで」及び「午後1時から午後4時30分まで」

#### 6 意見書の提出期限等

##### (1) 提出期限

平成16年9月1日から同年10月14日まで

(2) 提出先

京都市環境局環境政策部環境管理課

京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65番地 京都朝日ビル4階

(環境局環境政策部環境管理課)